

水戸・勝田都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により水戸・勝田都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年8月26日

ひたちなか市長 本間源基



1 都市計画の種類

公園（六ッ野公園，縄手下公園及び六ッ野スポーツの杜公園）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・3・107号 六ッ野公園

ア 削除する部分

勝田市大字東石川字六ッ野及び字ハシカベの各一部

(2) 2・2・140号 縄手下公園

ア 追加する部分

ひたちなか市大字高場字本内前の一部

イ 削除する部分

勝田市大字高場字本内前及び字縄手下の各一部

(3) 4・4・102号 六ッ野スポーツの杜公園

ア 追加する部分

ひたちなか市大字中根字六ッ野の一部

〃 大字高場字下谷の一部

3 縦覧場所

ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

水戸・勝田都市計画公園の変更（ひたちなか市決定）

1. 都市計画公園中 4・4・101 号六ッ野公園を 3・3・107 号六ッ野公園に名称を改め、3・3・107 号六ッ野公園ほか 1 公園を次のように変更する。
2. 都市計画公園に 4・4・102 号六ッ野スポーツの杜公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
近隣公園	3・3・107	六ッ野公園	ひたちなか市 大字東石川字六ッ野， 字はしかべ	約 1.3 ha	遊戯施設工 修景施設工
街区公園	2・2・140	縄手下公園	ひたちなか市 大字高場字本内前， 字縄手下	約 0.39 ha	植栽， 水飲み
地区公園	4・4・102	六ッ野スポーツの杜公園	ひたちなか市 大字中根字六ッ野， 大字高場字下谷	約 4.5 ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業の進展に合わせ、より一層の利便性向上を図り、安らぎと潤いのある市街地の形成に資するため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。

3 新旧対照表

(1) 3・3・107号 六ッ野公園

	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	近隣公園	3・3・107	六ッ野公園	ひたちなか市 大字東石川字六ッ野, 字はしかべ	約 1.3 ha	遊戯施設工 修景施設工
旧	地区公園	4・4・101	六ッ野公園	勝田市 大字東石川字六ッ野, ハシカベ	4.2 ha	運動広場 遊戯施設工 修景施設工

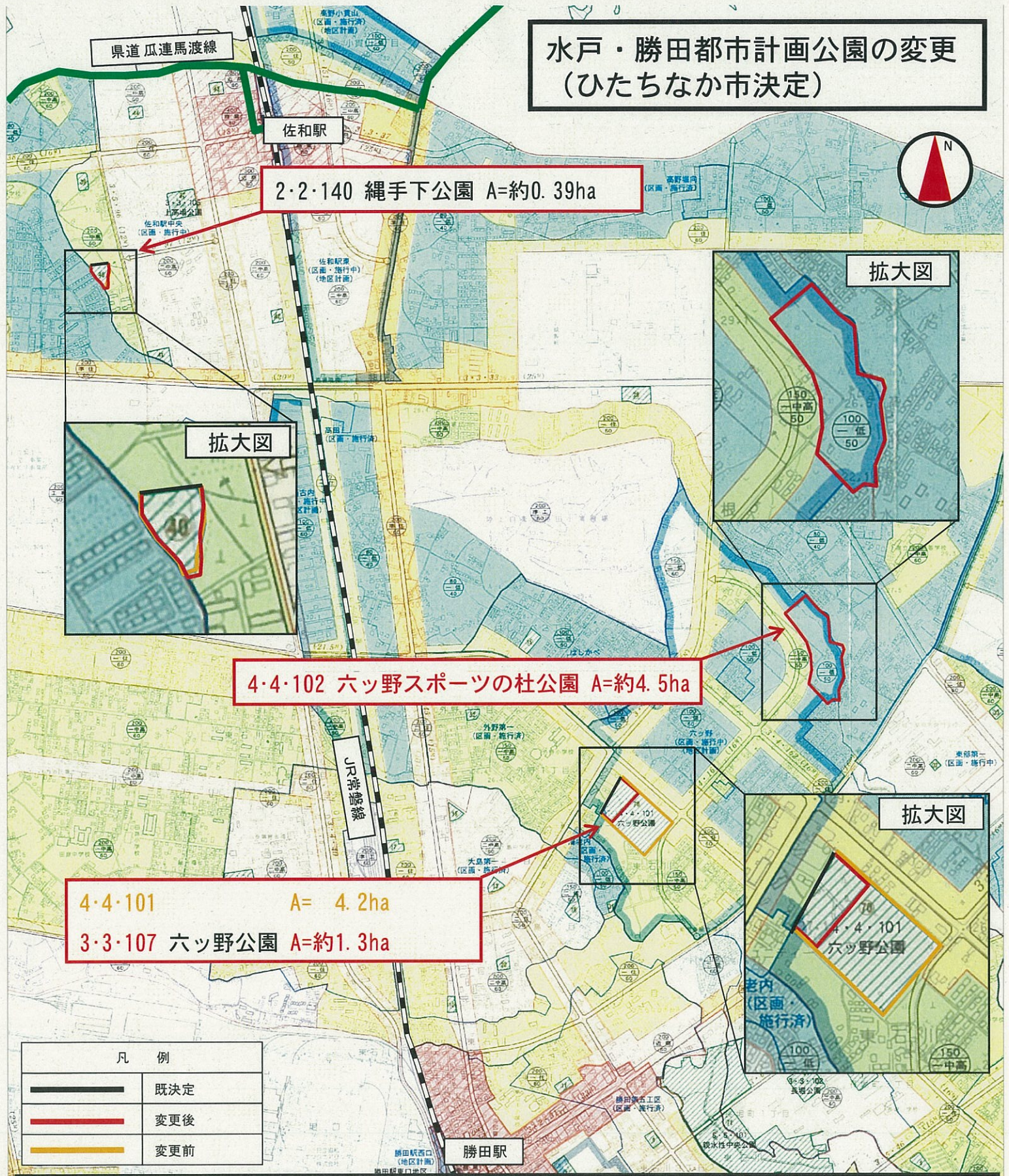
(2) 2・2・140号 縄手下公園

	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	街区公園	2・2・140	縄手下公園	ひたちなか市 大字高場字本内前, 字縄手下	約 0.39 ha	植栽, 水飲み
旧	児童公園	2・2・140	縄手下公園	勝田市 大字高場字本内前, 字縄手下	約 0.39 ha	植栽, 水飲み

(3) 4・4・102号 六ッ野スポーツの杜公園

	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	地区公園	4・4・102	六ッ野スポーツの杜公園	ひたちなか市 大字中根字六ッ野, 大字高場字下谷	約 4.5 ha	
旧						

水戸・勝田都市計画公園の変更 (ひたちなか市決定)



2-2-140 縄手下公園 A=約0.39ha

4-4-101 A= 4.2ha
3-3-107 六ッ野公園 A=約1.3ha

4-4-102 六ッ野スポーツの杜公園 A=約4.5ha

凡 例	
	既定
	変更後
	変更前

【変更理由】
土地区画整理事業の進展に合わせ、より一層の利便性向上を図り、安らぎと潤いのある市街地の形成に資するため、本案のとおり都市計画公園を変更するものである。